



# 栃木県公報

令和5(2023)年  
3月31日(金)  
号 外  
第 27 号

## 目 次

### 規 則

- 栃木県林業センター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部改正…………… 1
- 栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例施行規則の一部改正…………… 4
- 栃木県森林審議会規則の一部改正…………… 4

## 規 則

### 栃木県規則第27号

栃木県林業センター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和5年3月31日

栃木県知事 福 田 富 一

### 栃木県林業センター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県林業センター設置、管理及び使用料条例施行規則（昭和40年栃木県規則第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(使用許可の申請等)</p> <p><b>第4条</b> 条例第2条第1項の許可を受けようとする者は、使用許可申請書（別記様式第1号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、条例第2条第1項の許可をするときは、使用許可証（別記様式第2号）を第1項の申請者に交付するものとする。</p>	<p>(使用許可の申請等)</p> <p><b>第4条</b> 条例第2条_____の許可を受けようとする者は、使用許可申請書（別記様式第1号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、条例第2条_____の許可をするときは、使用許可証（別記様式第2号）を第1項の申請者に交付するものとする。</p>
<p>(使用許可の変更等)</p> <p><b>第5条</b> 条例第2条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、使用変更許可申請書（別記様式第3号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(使用許可の変更等)</p> <p><b>第5条</b> 条例第2条_____の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、使用変更許可申請書（別記様式第3号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>2・3 略</p>
<p>(使用者の遵守事項)</p> <p><b>第6条</b> _____使用者が守らなければならない事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p>	<p>(遵守事項)</p> <p><b>第6条</b> 条例第6条の規定により使用者が守らなければならない事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p>
<p><b>第7条</b> 略</p>	<p><b>第7条</b> 略</p>
<p>(研修受講の許可の申請等)</p>	

第8条 条例第7条第1項の許可を受けようとする者は、研修の目的に従って知事が別に定める書類を提出しなければならない。

2 条例第7条第1項の許可を受けようとする者の募集に関し必要な事項は、あらかじめ知事が定める。

(受講の中止等)

第9条 条例第7条第1項の許可を受けた者（以下「研修生」という。）は、病気その他の事由により研修の受講を中止し、又は休止しようとするときは、知事が別に定める書類を提出しなければならない。

(研修生の遵守事項)

第10条 第6条の規定は、研修生について準用する。この場合において、同条第6号中「センター職員」とあるのは、「センター職員及び研修の講師」と読み替えるものとする。

第11条・第12条 略

(使用料の免除)

第13条 条例第13条の規定により使用料の免除を受けようとする者は、使用日の前日の正午までに使用料免除申請書（別記様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第14条 条例第14条ただし書の規定により知事が還付することができる使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1)・(2) 略

2 条例第14条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書（別記様式第7号）を知事に提出しなければならない。

(受講料の納付)

第15条 就業前長期研修を受講する者は、受講料年額の2分の1に相当する額を、4月中及び10月中にそれぞれ納付するものとする。

(受講料の免除)

第16条 就業前長期研修を受講する者が研修の受講を中止し、又は休止する場合においては、その中止又は休止により研修を受講しないこととなる月数に受講料の年額の12分の1に相当する額を乗じて得た額を免除する。ただし、中止の開始日又は休止の開始日若しくは終了日が月の中途である場合には、その月は月数に算入しない。

第8条・第9条 略

(使用料の免除)

第10条 条例第10条の規定により使用料の免除を受けようとする者は、使用日の前日の正午までに使用料免除申請書（別記様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第11条 条例第11条ただし書の規定により知事が還付することができる使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1)・(2) 略

2 条例第11条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付請求書（別記様式第7号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する就業前長期研修を受講する者に対し、受講料の全部又は一部を免除することができる。

(1) 生活困窮、災害、疾病その他の事由により受講料の納付が困難な者

(2) その他の事由により免除が適当と認められる者

3 知事は、前項の規定により受講料を免除された就業前長期研修を受講する者が同項各号のいずれにも該当しなくなったときは、その免除を取り消すものとする。

4 第2項の規定により受講料の免除を受けようとする者は、知事が別に定める書類を知事に提出しなければならない。

(受講料の還付)

**第17条** 条例第14条ただし書の規定により知事が還付することができる受講料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 就業前長期研修を受講する者が研修の受講を中止し、又は休止する場合 既に納付した受講料に対応する研修の期間のうち受講の中止又は休止により研修を受講しないこととなる期間の受講料に相当する額として知事が定める額

(2) 前条第2項の規定により受講料を免除する場合 知事が必要と認める額

2 条例第14条ただし書の規定により受講料の還付を受けようとする者は、知事が別に定める書類を知事に提出しなければならない。

**第18条** 略

別表 (第11条関係)

1 木材加工試験用設備及び機器

区分	名	称	使用料
略			
木材乾燥機器類	実大木材乾燥機		略
略			

2 木材性能試験用設備及び機器

区分	名	称	使用料
略			
材料保存機器類	低温材料保存器		略
略			

**第12条** 略

別表 (第8条関係)

1 木材加工試験用設備及び機器

区分	名	称	使用料
略			
木材乾燥機器類	実大木材乾燥機		略
	スケジュール開発用木材乾燥機		1,440円
略			

2 木材性能試験用設備及び機器

区分	名	称	使用料
略			
材料保存機器類	恒温恒湿器		640円
	低温恒湿器		450円
	低温材料保存器		略
略			

別記様式第6号中「(第10条関係)」を「(第13条関係)」に改める。

別記様式第7号中「(第11条関係)」を「(第14条関係)」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(環境森林政策課)

栃木県規則第28号

栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

栃木県知事 福田 富一

栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(平成11年栃木県規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><b>別表第2</b> (第6条関係)</p> <p>1～3 略</p> <p>4 <u>擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和4年政令第393号)第1条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第6条から第10条までの規定に適合すること。</u></p> <p>5～8 略</p> <p><b>別表第4</b> (第7条関係)</p> <p>1～8 略</p> <p>9 <u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項の規定による許可を要する行為</u></p> <p>10～18 略</p> <p><u>19・20</u> 略</p>	<p><b>別表第2</b> (第6条関係)</p> <p>1～3 略</p> <p>4 擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、_____宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第6条から第10条までの規定に適合すること。</p> <p>5～8 略</p> <p><b>別表第4</b> (第7条関係)</p> <p>1～8 略</p> <p>9 _____宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項の規定による許可を要する行為</p> <p>10～18 略</p> <p><u>19</u> 栃木県風致地区条例(昭和45年栃木県条例第7号)第2条第1項の規定による許可を要する行為</p> <p><u>20・21</u> 略</p>

附 則

- この規則は、令和5年5月26日から施行する。
- 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項の規定による許可を受けた行為に対する改正後の別表第4の規定の適用については、なお従前の例による。

(資源循環推進課)

栃木県規則第29号

栃木県森林審議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

栃木県知事 福田 富一

**栃木県森林審議会規則の一部を改正する規則**

栃木県森林審議会規則（昭和54年栃木県規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(部会)</p> <p><b>第2条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 部会の所掌すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 転用面積が1ヘクタール以上の保安林の指定の解除 <u>(国又は地方公共団体の申請に係るものを除く。)</u> で法第27条第3項の規定に基づく知事の進達に係るもの <u>並びに法第25条の2第2項及び法第26条の2第2項の規定に基づき知事が行うもの</u> に関すること。</p> <p>(3) 略</p> <p>4 略</p>	<p>(部会)</p> <p><b>第2条 略</b></p> <p>2 略</p> <p>3 部会の所掌すべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 転用面積が1ヘクタール以上の保安林の指定の解除 _____ で法第27条第3項の規定に基づく知事の進達に係るもの <u>並びに法第25条の2第2項及び第26条の2第2項の規定に基づき知事が行うもの</u> に関すること。</p> <p>(3) 略</p> <p>4 略</p>

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

(森林整備課)